

○能勢町附属機関に関する条例

平成26年3月31日条例第1号

改正

平成27年3月31日条例第2号

能勢町附属機関に関する条例

(設置)

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、町の執行機関に次の附属機関を置く。

(1) 町長の附属機関

名称	担任する事務
能勢町過疎地有償運送運営協議会	過疎地有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となる事項の協議に関する事務
能勢町老人ホーム入所判定委員会	老人ホームへの入所の要否及び老人ホーム入所者の入所継続の審査に関する事務
能勢町地域福祉計画推進委員会	地域福祉計画推進に係る施策の協議検討に関する事務
能勢町介護保険事業運営委員会	老人福祉計画及び介護保険事業計画の策定及び変更並びに介護保険に関する重要事項の調査審議に関する事務
能勢町予防接種健康被害調査委員会	町が実施した予防接種による健康被害についての調査審議に関する事務
能勢町環境対策検討委員会	環境の保全に関する基本的事項等今後の環境施策について協議検討し、意見を具申する事務
能勢町公共事業再評価委員会	町が発注する事業の効率性及びその実施過程での透明性の向上を図るため、再評価を行い、意見を具申する事務
能勢町委託業務等技術提案審査委員会	町が発注する下水道施設運転管理委託等に係る技術提案の審査に関する事務

(2) 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務
能勢町奨学資金運営委員会	経済的理由等により就学困難な者に対する学資の貸与、その他育英上必要と認める事業に関する事務
野間の大けやき保護増殖検討委員会	国指定天然記念物野間の大けやきにおける樹勢維持のため、保護増殖計画策定に関する事務
能勢町社会体育功労者選考委員会	能勢町社会体育推進に関し、功績が顕著な者の選考に関する事務
能勢町結核対策委員会	学校における結核健康診断の実施状況の把握及び精密検査対象者の管理方針を検討する事務

(3) 水道事業の附属機関

名称	担任する事務
能勢町水道事業委託業務等技術提案審査委員会	町が発注する水道施設運転管理委託等に係る技術提案の審査に関する事務

(4) 町長及び教育委員会の附属機関

名称	担任する事務
能勢町指定管理者選定委員会	公の施設の指定管理者の選定その他指定管理者制度の運用に関する重要な事項についての調査審議に関する事務

(委任)

第2条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に設置されている機関で第1条各号の表に掲げる附属機関と同一の名称にあるものの委員の職にある者は、それぞれこの条例の規定により設置された附属機関の委員として委嘱又は任命されたものとみなす。

附 則 (平成27年3月31日条例第2号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。